

第2編 障がい者計画

第1章 計画の考え方

第2章 総社流の重点施策に対する取組

第3章 計画の取組

第1章 計画の考え方

1 計画の基本理念（総社市障がい者大綱）

総社市は障がい者の一生に責任をもちます

本市では、障害者基本法及び障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、より分かりやすく総社市障がい者大綱を定めています。これに基づき、第3期総社市障がい者計画で定めた「総社市は障がい者の一生に責任をもちます」という基本理念を今期も引き続き掲げていきます。

障がいの種別、程度はそれぞれであり、障がい者のニーズは障がい者の数だけあるといえます。行政はこれまで以上にきめ細やかな福祉サービスを提供することが求められます。

また、障がい者の多様なニーズや多岐にわたる課題に、行政が提供するサービスだけでは対応・解決することができないこともあります。そのためこの大綱でいう「総社市」とは行政だけではなく、障がいの有無に関わらず、すべての市民、企業等、総社市を構成するすべての者であり、これらが一丸となり大綱に基づいた成果を求めていく必要があると考えています。

それぞれの立場にいる者が、しっかりと役割を果たすことが重要であり、一人ひとりがその責任を有しています。市は行政としての責任を果たし、障がい者も就労へ向けて前向きに取り組むとともに、企業も障がいに対する理解を深め雇用を支え、障害福祉サービス事業所も同様に障がい者の社会参加及び活躍の場を広げていく必要があります。さらに市民も障がいに対する理解を深め、地域で安心して暮らせるよう協力するといった責任のもと、障がい者千五百人雇用事業に取り組むとともに就労できない障がい者やその家族に対する支援策も進めていこうとするものです。

総社市を構成するすべての力を結集し、適切な役割分担のもと連携して、地域の生活課題の解決に取り組むことで、本項に掲げた基本理念の達成に向けて歩んでいきます。

総社市は、行政を含む市全体で一丸となり、障がい者の一生に責任をもちます。

2 計画の基本的な視点と基本目標

本市では、障がい者千五百人雇用事業を推進していく中で、様々な課題が見えてきています。障がいの特性にあった職場を探し働きはじめますが、就労先での通勤方法、勤務時間や休憩時間、業務内容や人間関係など様々な要因から就労の定着が困難となる事例が多くみられます。また、仕事以外の余暇の時間をうまく使うことができず生活のリズムを崩し仕事に影響を及ぼすこともあります。そのようなことから、障がい者雇用は青年壮年期だけを対象に見ては不十分であり、前後のライフステージである乳幼児・就学期や高齢期までを含めた「障がい者の一生」を通じて支援することが重要です。

こうした課題を解決するためには、障がいに対する周囲の理解が必要不可欠です。そして、障がい者雇用は企業等の社会貢献活動の一つという位置付けだけでなく、企業等がこれから事業を継続していくために必要な経営戦略であり、従業員全体の働き方やモチベーションの向上、業務の見直し、意識改革など様々な効果が期待でき、生産性の向上のみならず社会全体に大きな効果をもたらします。

障がい者本人の一生は連続し途切れることなく続いていくものの、多くのサービスは障がい者の一生を便宜的に区切って提供されていることも課題の一つです。そのため、ライフステージの節目において支援や生活の場におけるスムーズな継承や接続が行われず、当事者のみならず家族にも少なからず混乱や戸惑いを与えてしまっているという反省があります。

本計画に掲げた「総社市は障がい者の一生に責任をもちます」という基本理念を実現するためには、障がい者のライフステージを通じ一貫して支援する体制の構築が必要です。従って、「障がい者のライフステージを通じた支援」を本計画の基本的な視点として掲げるとともに次の5つの柱を基本目標に設定し、障がい者の支援に全力で取り組み、障がい者の生活に責任をもって施策を推進していきます。

<基本的な視点>

障がい者のライフステージを通じた支援

<基本目標>

総社市は障がい者の「安心」に責任をもちます

総社市は障がい者の「自立」に責任をもちます

総社市は障がい者の「健康」に責任をもちます

総社市は障がい者の「雇用」に責任をもちます

総社市は障がい者の「教育」に責任をもちます

3 施策の体系

◆基本理念

総社市は障がい者の一生に責任をもちます

◆基本的な視点

障がい者のライフステージを通じた支援

◆基本目標

総社市は障がい者の「安心」に責任をもちます

1. 安全・安心な生活環境の整備
2. 防災、防犯等の推進

総社市は障がい者の「自立」に責任をもちます

1. 障がいに対する理解と交流の促進
2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
3. 情報アクセシビリティの向上

総社市は障がい者の「健康」に責任をもちます

1. 保健・医療の推進
2. 健康増進と生きがいづくり

総社市は障がい者の「雇用」に責任をもちます

1. 雇用・就業、経済的自立の支援
2. 定着支援と賃金・工賃の向上

総社市は障がい者の「教育」に責任をもちます

1. 特別支援教育の推進
2. 生涯学習としての文化芸術活動・スポーツ等の振興

第2章 総社流の重点施策に対する取組

障がい者のライフステージを通じた支援

本計画では、基本的な視点として「障がい者のライフステージを通じた支援」を掲げ、基本目標を設定するだけでなく、障がい者・児一人ひとりの成長や生活にあわせたライフステージにおける支援体制を構築するため、基本目標を横断的にとらえた切れ目のない施策を展開していきます。

1 乳幼児・就学期の支援

障がいがある又は発達障がいの特性がみられるものの確定診断ができない状態にある乳幼児の保護者は不安や悩みが大きく、育児や家事のほか通院などもすべて保護者が担う状況で、精神的にも肉体的にも過度な負担を強いられることが多くあります。また、子どもに障がいがあることを受け入れられず、長期間不安を抱えたまま専門機関を頼れないことや、集団や家での子どもの行動に困ったまま日々を過ごしていることもあります。それらの要因の一つとして、保護者の相談できる支援機関が保健・医療・障がい福祉・保育・教育と多岐にわたっているため、子どもの障がいの特性に合った適切な支援につながりにくいことが挙げられます。そのようなことから、障がい児と保護者を総合的に支援するため、相談窓口を明確化し、関係機関の連携体制を強化することや専門機関に適切につなぐことの重要性は高いものと考えられます。

また、多くの方がインターネットで情報を簡単に収集できますが、自分の子どもの障がいの特性にあった正しい情報を得ることは難しく、不十分な知識のまま誤った情報を信じてしまうことが子どもの成長を妨げる要因になるかもしれません。そのため、保護者がひとりで抱え込まず正確な情報を得ることができ、気軽に話し合い、先輩保護者からのアドバイスを受けられる身近な場の創出が重要となることから、ピアサポートを推進していきます。

就学期には、進路に対する不安や学校の方針と保護者の考え方との乖離など、悩みや不安はより複雑かつ多様化していきます。どのようなサービスが提供されるのか、どのような対応を今後していけば良いのかといった情報も手探りで探していく必要があり、必要な情報を必要な時に適切に提供していくことが強く求められています。そのため、保護者に対して適切で丁寧な説明と発達支援についての理解を深める機会の提供、気持ちに寄り添った相談体制などの環境整備を行っていきます。

発達障がいのある子どもへの支援に必要な情報は、就学前から小学校、小学校から中学校、そして義務教育終了後も継続的な支援を行うため、高等学校へ共有していくとともに関係機関と連携した質の高いサポート体制を整えていきます。

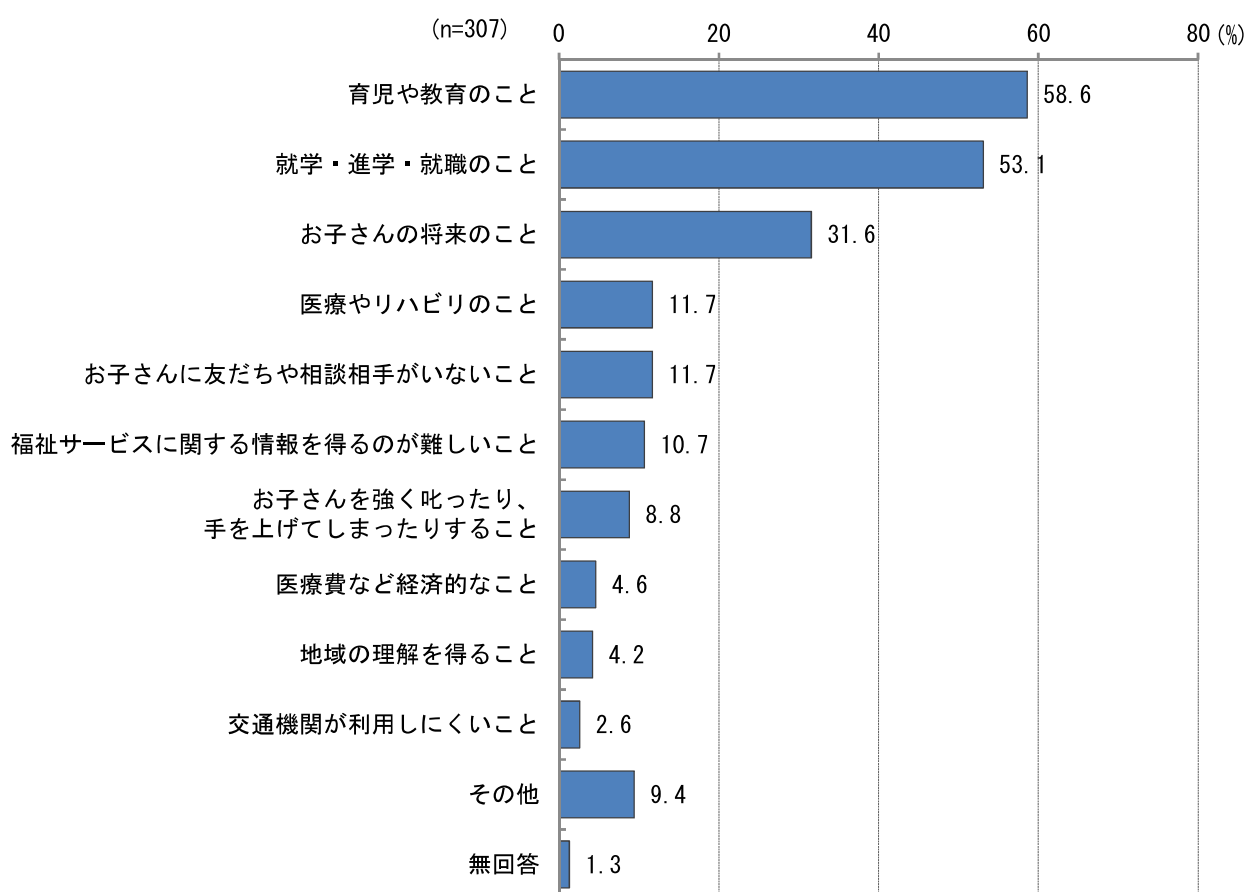
第2章 総社流の重点施策に対する取組

医療的ケア児については、乳幼児から就学期にかけて受けている医療や家庭によるケアの提供状況だけでなく、生活の質の確保に向けて必要な支援・ニーズを把握することが求められています。そして、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携し、一体となって地域での成長を見守り、医療的ケア児とその家族の希望に沿ったサービスの提供や就学ができるよう体制の整備に努めます。

また、医療的ケア児の保護者が集まり、様々なサービスや支援機関の情報共有や先輩保護者とライフステージごとに起きた問題の解決方法などを話し合うことができる場を提供し、保護者同士がつながることができる茶話会等の行事や交流イベントの開催に取り組んでいきます。

最初のライフステージである乳幼児・就学期では、上記に挙げた課題を解決するための取組を強力に推進するとともに、次のライフステージである青年壮年期に円滑に「つなぐ」ことで、ライフステージを通じた支援につなげていきます。

【図表 相談したい内容】



実態調査では、相談したい内容について「育児や教育のこと」の割合が58.6%と最も高く、次いで「就学・進学・就職のこと」(53.1%)、「お子さんの将来のこと」(31.6%)などの順となっています。

2 青年壮年期の支援

青年壮年期では障がい者千五百人雇用事業の推進によって、就労を希望するすべての障がい者が障がいの特性にあわせた働き方ができるよう支援を行うとともに、就労を通じて生きがいを感じ、障害基礎年金等の収入とあわせて生活に必要な収入を得ながら長く働き続けることができるよう、質・量の両面から支援していきます。

特に就労継続支援A型・B型事業所の工賃向上は大きな課題であることから、事業所と連携を図り、共同受注体制の構築や新たな仕事の創設、付加価値の高い商品の製造等に取り組むなど、障がい者が自立した生活ができるよう工賃向上に向けた取組をさらに進めていきます。人材不足等に悩んでいる企業等に対しては、業務負担の軽減策として就労継続支援事業所の施設外就労や業務の委託等を積極的に活用してもらえよう広報等を行います。また、障がい者の多様な働き方の推進や通勤が困難な者等の雇用機会の確保の観点から、障がい者が能力を発揮して就業するための手段としてICTやデジタルを活用したテレワークの推進に努めます。

また昨今は、就労後の定着支援を必要とするケースが増えています。仕事の内容や就労時間、職場での人間関係等に困難を抱え離職してしまうことを防ぐため、アフターフォローや企業訪問を強化する体制を整備し個々のニーズにあった定着支援を丁寧に進めていきます。

さらには、障がい者が自立した地域生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの基盤の強化を図り、相談・情報提供体制の充実、余暇の過ごし方や仲間づくりなど社会参画に向けた支援、権利擁護など就労以外の多様な支援も推進することで、障がい者の生活を総合的に支えていきます。

ライフステージの中心に位置する青年壮年期では、上記に挙げた課題を解決するための取組を強力に推進するとともに、乳幼児・就学期からの引き継ぎを円滑に行い、次のライフステージである高齢期までも見据えた対応を適切に行うことで、ライフステージを通じた支援につなげていきます。

3 高齢期の支援

高齢期はライフステージの最後に位置しますが、近年の高齢化の進展によって、活動的な障がい者が増えている一方で、加齢とともに心身の活力が徐々に低下し、障害福祉サービス等の支援だけでなく医療・介護支援の必要性が増している人もおり、様々な状態の人が存在しているという特徴があります。

そして、家族との死別によって一人暮らしになってしまったり、地域とのつながりが失われ、結果として孤立状態になってしまったりするなど、高齢期ならではの課題が生じやすくなっています。

障がい者本人やその家族が不安に感じている事柄の上位に「親亡き後」のことが挙げられています。たとえ家族介護者がいなくなったとしても「終の棲家」がしっかり確保されているのだと安心していただけるよう、グループホームや福祉施設等を整備していくことが必要です。

また、居住支援のための5つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域資源の活用などにより整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を構築していく必要があります。

本市においては、令和3（2021）年度に総社市地域自立支援協議会のネットワークを活かし面的整備型の地域生活支援拠点等の整備に取り組みました。

今後は、より一層の対応・体制の強化を図っていく必要があるため、総社市地域自立支援協議会の場を活用して検証を進め、障がい者基幹相談支援センターや民間事業所、関係機関と連携し、機能ごとの整備を図っていきます。

本計画の基本理念である「総社市は障がい者の一生に責任をもちます」の成否は、高齢期を迎えるまでいかに自分らしく過ごすことができるか、そして高齢期においての住まいが住み慣れている地域の中で確保できるかにかかっています。障がい者が高齢期になっても引き続き安心して地域生活を送ることができるよう、介護保険サービスを含む高齢者福祉や、地域福祉、健康づくり等も含めた総合的な切れ目のない支援を行います。

ライフステージの最後に位置する高齢期では、上記に挙げた課題を解決するための取組を推進するとともに、青年壮年期からの引き継ぎを円滑に行い、安心して老後を過ごせるよう最大限の配慮をすることで、ライフステージを通じた支援につなげていきます。

<数値目標>

ライフステージ	目標指標	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
乳幼児・就学期 (0～17歳)	障がい児の保護者会の開催	年1回※	年1回以上
	発達障がい児への 「中学校卒業後のアクセス100%」	100%	100%
青年壮年期 (18～64歳)	障がい者の就労者数	1,289人	1,500人
	就労継続支援A型事業所 月額平均給与額	77,200円	100,000円以上
	就労継続支援B型事業所 月額工賃	1事業所で 30,000円以上	3事業所以上で 50,000円以上
	障がい者千五百人雇用センターを 通じた1年後の職場定着率	74.7%	80%以上
高齢期 (65歳以上)	地域生活支援拠点における 緊急受け入れ体制の確保	0か所	1か所以上

※令和5年度実績